

お客様控え

液化石油ガス販売契約書及び書面受領書

ご 契 約 の 内 容

内容を十分にお読みください

別表Ⅰ 供給設備及び消費設備の所有関係一覧表

設備区分	設備の名称	型式等	数量	設置年月	設置時費用	月利用料	お客様所有	オーナー所有	当社所有	その他	備考
供給設備	容器等	k g x	本								
	高・低圧ホース										
	調整器										
	ガスメーター										
消費設備											
※	消費配管等										
その他											

当販売店が所有する機器の利用料 (円) を設備料金として毎月のLPガス料金に合算して請求させていただきます。

※集合住宅等においては、原則、設備料金は有りません。ただし、別途リース契約等、お客様との間で合意が有る場合は、当該費用を請求します。

販売事業者氏名とお客様氏名と書面の受領関係

本書面を交付したのは、以下のLPガス販売店であり本書面を十分に熟読・ご確認のうえ、受領欄に必要事項のご記入をお願いいたします。

LPガス販売店	武雄ガス株式会社	LPガス販売の契約日	年 月 日
代表者氏名	代表取締役 田代 道	担当者氏名	
住所	佐賀県武雄市武雄町大字永島15943	電話番号	0954-23-2158

●重要事項等の説明について

①	ガス料金の算定方法と算定基礎となる項目及び内容の説明	※販売通知書3参照
②	供給設備・消費設備の所有関係	※販売通知書6,7及び別表Ⅰ参照
③	設置・変更・修繕・撤去に要する費用の負担方法	※販売通知書6,7参照
④	その他の料金等の利用料と徴収方法について	※販売通知書3及び別表Ⅲ参照
⑤	契約解除時のLPガス設備等の撤去と買取時の計算等について	※販売通知書9,10,11参照
⑥	個人情報の取り扱いについて	※販売通知書13参照

●その他

特記事項	メーター指針
	. m ³
	チェック欄

本書面について重要事項の説明を受け、内容を承諾しました。

年 月 日

お客様コード	【緊急時等の連絡先】 勤務 ・ 実家 ・ ほかに ()
フリガナ	フリガナ
氏名	氏名
名称	名称
住所	住所
電話番号	電話番号

液化石油ガス法14条及び同法施行規則第13条に基づく書面を受領し、販売事業者所有設備の確認、及び重要事項についての説明を承諾しました。

別表Ⅱ 保安機関等の通知書

本施与面を受領した証として、左面に署名捺印します。

保安業務の内容		保安機関の名称	保安機関の住所	連絡先
1	供給開始時点検調査			
2	容器交換時等点検			
3	定期供給設備点検			
4	定期消費設備調査			
5	周 知			
6	緊急時の対応			
7	緊急時の連絡			

クーリング・オフのお知らせ

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規程の対象のお客様は、LPガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等にあたる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

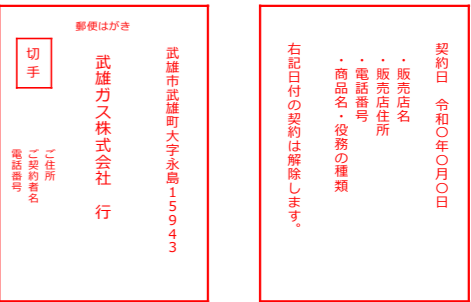
お客様が、訪問及び電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下図参照)又は電磁的記録(電子メール等)により無条件でお申し込みの撤回を行うこと若しくは契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。

この場合のお客様は、①損害賠償および違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることが出来ます。④権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払いを請求されることはありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することが出来ます。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤解し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることが出来ます。右図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、弊社宛に郵送してください。

1、右の参考例は「はがき」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
2、そのほか記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った金額(〇〇円)を至急ご返送ください、③振込先、④すでに受け取っている商品を早急に引き取ってもらうなどを記入します。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては、以下のガス販売事業者までお問い合わせください。



商品に隠れた瑕疵がある場合の事業者責任に関して

商品に一見してわからない欠陥(隠れた瑕疵)があったときは、民法の規定に基づき、お客様はそれを知った日から1年以内において、弊社に対して契約の解除や損害賠償の請求を行うことが出来る場合があります。

クーリング・オフ以外の契約解除に関して

- ・ お客様より本書面記載のお支払期限までに商品代金が支払われず、弊社からの催告(期間は1週間とします)にもかかわらず、お客様よりお支払いがない場合には、当社は、契約を解除することが出来ます。
- ・ 弊社の責任の有無に係わらず、弊社の責務の全部または一部が履行できなくなった場合には、お客様は、催告なしに直ちに契約を解除することが出来ます。
- ・ お客様の責任によらず、お客様の責務の全部または一部が履行できなくなった場合には、弊社は、催告なしに直ちに契約を解除することが出来ます。
- ・ クーリング・オフ以外の契約の解除に関して、上記の規定や特定商品引法によるもの以外は、民法あるいは商法等の定めが適用されるものとします。

個人情報の取り扱いについて

武雄ガス株式会社は、個人情報保護に関連する法令を遵守し、個人情報の適正な取扱いと安全かつ確実な管理・運営に万全を尽くします。また、継続的に見直しを実施して、個人情報保護の改善に努めてまいります。お客様からご提供いただいた個人情報は特定商取引法に基づく管理以外での目的では一切使用いたしません。お客様が個人情報の紹介、変更、取り消しなどをご希望される場合は弊社販売事業者までご連絡ください。適切、速やかに対応させていただきます。

●別表Ⅲ お支払い方法について

お支払い方法	備 考
<input type="checkbox"/> 現金	
<input type="checkbox"/> 口座振替	
<input type="checkbox"/> 振込	
<input type="checkbox"/> コンビニ	
<input type="checkbox"/> その他	

●別表Ⅳ 周知について

周知方法
<input checked="" type="checkbox"/> 書面
<input type="checkbox"/> その他

●ガス販売事業者・販売所

住所	
販売事業所	
電話番号	
担当者	